

公 表 日

令和 3年10月19日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	野田堰2号ゲート機械設備更新工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 三保木 悦幸 熊本市東区西原1丁目12番1号
契約年月日	令和 3年10月19日
契約業者名	日立造船(株)
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1
契約金額	116,050,000円(税込み)
予定価格	118,580,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工事場所	熊本県熊本市南区野田地先
工種区分	機械設備工事
工事期間(自)	令和 3年10月20日
工事期間(至)	令和 5年 1月31日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工事名 野田堰 2 号ゲート機械設備更新工事
2. 施工場所 熊本県熊本市南区野田地先
3. 契約の相手方 住 所：福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 番 1 号
会社名：日立造船（株）九州支社
支社長 徳尾 真信
電 話：0 9 2 - 4 4 1 - 1 6 4 4
4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該工事の目的
本工事は野田堰 2 号ゲートの開閉装置の更新等を行い、設備の維持管理に万全を期すものである。
 - 2) 工事の内容
本工事は、設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）・改良」するためのものであり、当該工事にて施工する設備における施工後の故障原因の追及・対処・単に部品交換を行うだけでなく、設備全体において当該工事にて施工する設備が与える影響により不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものである。
 - 3) 随意契約に付する理由
本工事を実施にあたっては、当該設備の機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・据付を行うにあたり、①工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。また、堰開閉装置は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、堰開閉装置のうち一部の機器を修繕する場合でも②システム全体の熟知が必要である。
日立造船（株）は、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制について、①設備全体のノウハウを有し②システム全体を熟知している。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として日立造船（株）を特定し、「公共調達適正化について」（平成 1 8 年 8 月 2 5 日付け財計第 2 0 1 7 号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成 1 8 年 9 月 2 8 日付け国官会第 9 3 5 号）に基づき、日立造船（株）以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、日立造船（株）が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。
よって、本工事については、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
防災課長